

令 和 6 年 度

健全化判断比率等
審 査 意 見 書

静 岡 県 監 査 委 員

監査第 54 号
令和 7 年 9 月 9 日

静岡県知事 鈴木康友様

静岡県監査委員 山下和俊

静岡県監査委員 松本早巳

静岡県監査委員 土屋源由

静岡県監査委員 木内満

令和 6 年度健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

令和6年度 健全化判断比率審査意見書

I	審査の概要	9
1	審査の対象	9
2	審査の期間	9
3	審査の方針	9
II	審査の結果及び意見	9
1	審査の結果	9
2	審査の意見	10
III	健全化判断比率の状況	11
1	実質赤字比率	11
2	連結実質赤字比率	13
3	実質公債費比率	15
4	将来負担比率	17

令和6年度 資金不足比率審査意見書

I	審査の概要	23
1	審査の対象	23
2	審査の期間	23
3	審査の方針	23
II	審査の結果及び意見	24
1	審査の結果	24
2	審査の意見	24
III	資金不足比率の状況	25

(参考資料)

I	健全化判断比率等前年度比較	28
---	---------------	----

令和 6 年度 健全化判断比率
審 査 意 見 書

I 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

2 審査の期間

令和7年8月18日から令和7年8月28日まで

3 審査の方針

令和6年度健全化判断比率の審査は、財政の早期健全化及び再生を図るべき基準未満かどうかについて、次の点に重点をおき、算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等を行うとともに、静岡県歳入歳出決算審査及び静岡県公営企業決算審査の結果も考慮し実施した。

- (1) 健全化判断比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率算出の計算に用いられているか
- (3) 健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 健全化判断比率の算定過程における評価・判断は妥当か

II 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されており、算定された健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

(1) 実質赤字比率

令和6年度の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質収支は黒字であり、連結実質赤字比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率（3か年平均）

令和6年度の実質公債費比率は14.3%であった。

(4) 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は234.1%であった。

区分	令和6年度 健全化判断比率	令和5年度 健全化判断比率	早期健全化 基準	財政再生 基準
(1) 実質赤字比率	—	—	3.75%	5.0%
(2) 連結実質赤字比率	—	—	8.75%	15.0%
(3) 実質公債費比率	14.3%	13.6%	25.0%	35.0%
(4) 将来負担比率	234.1%	235.4%	400.0%	

2 審査の意見

(1) 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は14.3%で早期健全化基準（25.0%）未満であるが、前年度実績（13.6%）より0.7ポイント悪化した。令和6年度単年度の比率は14.5%で、令和5年度（14.3%）に比べ0.2ポイント悪化した。

これは、交付税措置のない県債残高の増等により、算定式の分子が増加したことによるものである。

令和5年度の全国順位は前年度の38位から40位へさらに後退している。

長期的な視点に立ち公債費の縮減等により財政負担の軽減に努められたい。

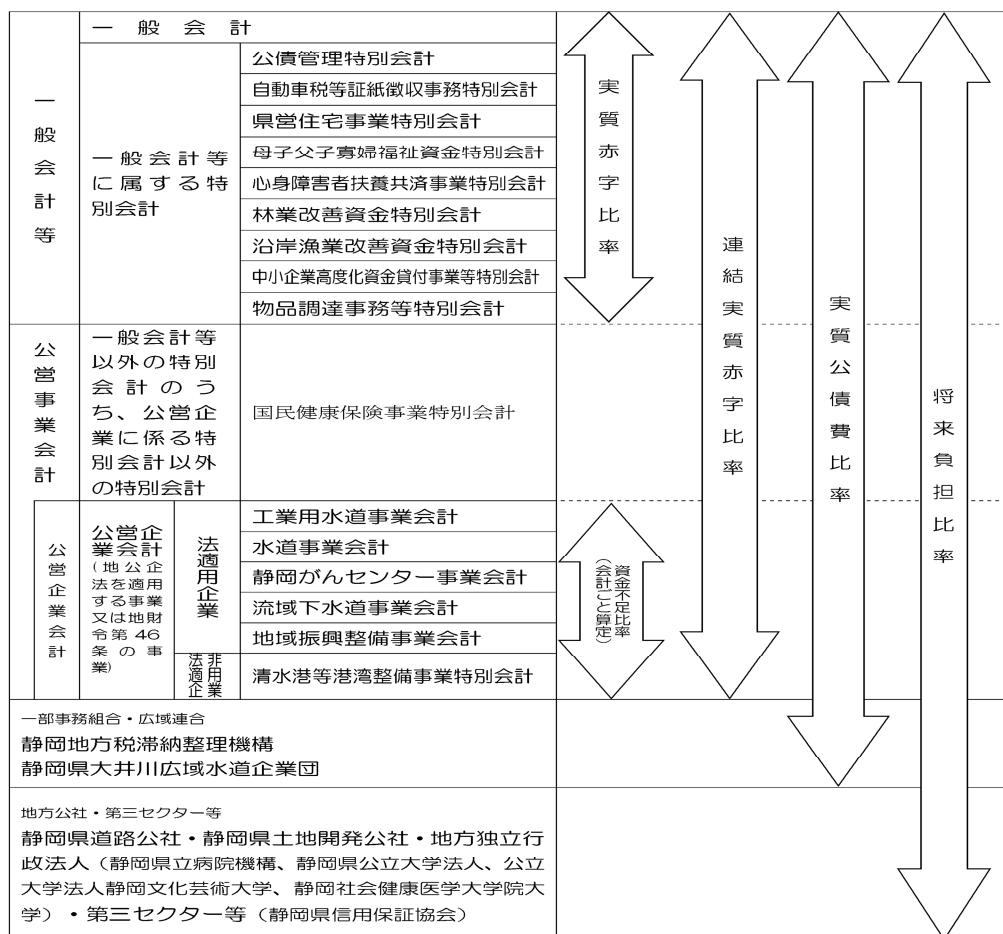
(2) 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は234.1%で早期健全化基準（400%）未満であり、前年度実績（235.4%）に比べ1.3ポイント改善している。

令和5年度の全国順位は、前年度と同じ41位で、引き続き下位に留まっている。

また、将来負担額の大半を占める地方債現在高が前年度に比べると296億8,487万7千円減少したものの、3兆4,773億2,653万2千円と多額であることから、地方債などの将来負担額の適正な管理に取り組み、将来の財政を圧迫することができないように努められたい。

健全化判断比率等の算定対象（R6 静岡県の場合）



III 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

(1) 比率の概要

- ア 一般会計と公営事業会計以外の特別会計（以下「一般会計等」という。）を対象とした実質赤字額を標準財政規模で除することによって算定される。
- イ 県の一般会計等の単年度の実質的な赤字額の割合を指標化したものである。
- ウ その年度の歳入不足により支払うべき債務を繰り延べたり、執行すべき事業を繰り越したりしたものを含めた赤字額（実質赤字額）を標準財政規模と比較することで、その赤字の深刻度を把握する。
- エ 実質赤字額が生じない場合の比率は「-」と表示される。

(2) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{ (%)}$$

* 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び公営事業以外の特別会計における実質赤字の額

* 実質赤字の額＝繰上充用額+（支払繰延額+事業繰越額）

（実質赤字とは、実質収支額が赤字（マイナス）の場合をいい、実質収支額は具体的に次のように算定される。
実質収支額＝歳入歳出差引額－翌年度へ繰り越すべき財源）

(3) 算定要素

◇ 一般会計の実質収支額：A

（単位：千円）

歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額		
				令和6年度 (1)-(2)-(3)	令和5年度	比較 増減
1,397,369,889	1,382,253,967	15,115,922	10,453,152	4,662,770	6,703,722	△2,040,952

* 金額は、千円未満を四捨五入のため、合計欄等が一致しない場合がある。（以下の表において同じ。）

◇ 公営事業会計以外の特別会計の実質収支額：B

（単位：千円）

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入 歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に 繰り越す べき財源 (3)※	実質収支額		
					令和6年度 (1)-(2)-(3) ※	令和5年度	比較 増減
公債管理特別会計	570,977,136	570,977,136	0	0	0	0	0
自動車税等証紙徵 収事務特別会計	3,205,263	3,205,263	0	0	0	0	0
県営住宅事業特別 会計	16,938,401	16,783,095	155,306	39,600	115,706	275,174	△159,468
母子父子寡婦福祉 資金特別会計	551,689	479,036	72,653	22,653	50,000	30,512	19,488

特別会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入 歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に 繰り越す べき財源 (3) ※	実質収支額		
					令和6年度 (1)-(2)-(3) ※	令和5年度	比較 増減
心身障害者扶養共 済事業特別会計	639,083	638,840	243	0	243	882	△639
中小企業高度化資金 貸付事業等特別会計	2,999,682	2,946,898	52,784	51,833	951	2,070	△1,119
林業改善資金特別 会計	185,093	667	184,426	40,638	143,788	171,431	△27,643
沿岸漁業改善資金 特別会計	216,558	230	216,328	50,316	166,012	156,328	9,684
物品調達事務等特 別会計	1,420,528	1,420,528	0	0	0	0	0
計	597,133,433	596,451,693	681,740	205,040	476,700	636,397	△159,697

※「翌年度に繰り越すべき財源」には、社会福祉又は産業振興等を目的として国等から貸し付けられた貸付金に係る特別会計について、決算書記載の繰り越すべき財源に加え、貸付けが行われず歳出予算が不用となって剩余が生じたものも含む。これに基づき算出される「実質収支額」をもって健全化判断比率は算定されるが、そのため、当該項目については、決算書の額と異なることがある。(以下の表において同じ。)

◇ 標準財政規模 : C

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減
標準財政規模	749,388,142	737,591,268	11,796,874

$$\begin{aligned}
 \text{実質赤字比率} &= \frac{A + B}{C} \times 100 \text{ (%)} \\
 &= \frac{\triangle 4,662,770 + \triangle 476,700}{749,388,142} \times 100 \text{ (%)} \\
 &= \frac{\triangle 5,139,470}{749,388,142} \times 100 \text{ (%)} \\
 &= \triangle 0.68 \text{ (%)} \quad (\text{小数点第3位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

※ 実質赤字額が生じていないため、比率は「-」で表示される。

(参考)

令和5年度実質赤字比率 △0.99 (%)

2 連結実質赤字比率

(1) 比率の概要

- ア 県の全会計を対象とした連結実質赤字額を標準財政規模で除することによって算定される。
- イ 公営企業会計等の経営状況が一般会計に及ぼす影響を捉えることで、県全体としての単年度の赤字の状況を示すことができる指標である。
- ウ 連結実質赤字額が生じない場合の比率は、「-」と表示される。

(2) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 \text{ (%)}$$

* 連結実質赤字額：①と②の合計額が、③と④の合計額を超える場合の当該超える額

- ① 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計等及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剩余额を生じた会計の資金の剩余额の合計額

(3) 算定要素

◇ 一般会計等及び公営企業以外の特別会計の実質収支 : A (単位:千円)

歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出 差引額 (1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源 (3)	実質収支額		
				令和6年度 (1)-(2)-(3)	令和5年度	比較 増減
2,311,496,191 (316,992,869)	2,286,136,436 (307,430,776)	25,359,755 (9,562,093)	10,658,192 (0)	14,701,563 (9,562,093)	16,201,460 (8,861,341)	△1,499,897 (700,752)

* () は国民健康保険事業特別会計で内数

◇ 公営企業会計に係る資金不足額 : B

〈法適用企業〉 (単位:千円)

会計名	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剩余额)		
					令和6年度 (1)+(2)-(3)-(4)	令和5年度	比較 増減
宅地造成事業以外	工業用水道事業会計	772,056	0	5,343,268	0	△4,571,212	△4,521,248
	水道事業会計	918,456	0	6,910,950	0	△5,992,494	△5,969,302
	静岡がんセンター事業会計	4,631,569	0	10,168,535	0	△5,536,966	△7,053,600
	流域下水道事業会計	621,753	0	2,572,792	0	△1,951,039	△1,535,704
計		6,943,834	0	24,995,545	0	△18,051,711	△19,079,854
							1,028,143

(単位：千円)

会計名	流動負債 (土地前受 金を控除) (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (土地評価差 額を控除) (3)	地方債 残高 (4)	長期 借入金 (5)	解消可能 資金不足額 (6)	資金不足額(△剩余额)		
							令和6年度 (1)+(2)-(3)+ (4)+(5)-(6)	令和 5年度	比較 増減
宅地 造成	地域振興 整備事業 会計	138,722	0	10,840,115	0	0	△10,701,393	△9,535,031	△1,166,362

〈法非適用企業〉

(単位：千円)

会計名	歳出額 (1)	算入 地方債 (2)	歳入額 (翌年度に 繰り越すべき 財源を控 除) (3)	土地 収入 見込額 (3)'	地方債 残高 (4)	解消 可能 資金 不足額 (5)	資金不足額(△剩余额)		
							令和6年度 (1)+(2)-(3)+ (3)'+(4)-(5)	令和 5年度	比較 増減
宅地 造成	清水港等港 湾整備事業 特別会計	9,087,884	147,000	9,183,970	590,438	1,518,000	0	0	0

* $(1)+(2)-((3)+(3)') \leq 0$ かつ $(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5) > 0$ となるときは、 $(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5)=0$ とする

(法適用企業(宅地造成除き)) + (宅地造成会計) + (法非適用企業)

$$\triangle 18,051,711 + \triangle 10,701,393 + 0 = \underline{\triangle 28,753,104}$$

◇ 標準財政規模 : C

(単位：千円)

項目	令和6年度	令和5年度	比較増減
標準財政規模	749,388,142	737,591,268	11,796,874

$$\begin{aligned}
 \text{連結実質赤字比率} &= \frac{A + B}{C} \times 100 \ (\%) \\
 &= \frac{\triangle 14,701,563 + \triangle 28,753,104}{749,388,142} \times 100 \ (\%) \\
 &= \frac{\triangle 43,454,667}{749,388,142} \times 100 \ (\%) \\
 &= \Delta 5.79 \ (\%) \quad (\text{小数点第3位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

※ 連結実質赤字額が生じていないため、比率は「-」で表示される。

(参考) 令和5年度連結実質赤字比率 $\triangle 6.07 \ (%)$

3 実質公債費比率

(1) 比率の概要

- ア 一般会計等が負担する公債費（元利償還金）及び準元利償還金を標準財政規模で除することによって算定される。
- イ この指標は3か年平均で示され、資金繰りの状況について把握できることとなり、公債費等が増大すると財政の弾力性が低下することとなる。

(2) 算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(3 \text{か年平均}) \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$$

* 準元利償還金 : ①から⑤までの合計額

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

(3) 算定要素

◇ 地方債の元利償還金（繰上償還額、満期一括償還地方債元金分、地方債の利子の支払金のうち減債基金の運用によって生じた利子その他の収入金を財源として支払を行ったものを除く） : A

(単位: 千円)

年 度	金 額
令和 4 年度	58,217,225
令和 5 年度	55,521,300
令和 6 年度	55,467,591

◇ 準元利償還金（地方債の元利償還金に準ずるもの） : B

(単位: 千円)

年 度	金 額
令和 4 年度	146,886,810
令和 5 年度	149,387,266
令和 6 年度	147,510,987

◇ 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 : C
(単位:千円)

年 度	金 額
令和4年度	5,483,771
令和5年度	4,977,830
令和6年度	4,273,752

◇ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : D
(単位:千円)

年 度	金 額
令和4年度	112,196,712
令和5年度	109,882,931
令和6年度	105,641,012

◇ 標準財政規模 : E
(単位:千円)

年 度	金 額
令和4年度	726,566,363
令和5年度	737,591,268
令和6年度	749,388,142

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 (\%) \\
 (\text{R4 単年度}) &= \frac{(58,217,225 + 146,886,810) - (5,483,771 + 112,196,712)}{726,566,363 - 112,196,712} \times 100 (\%) \\
 &= 14.22980 (\%) \quad (\text{小数点第6位を四捨五入}) \cdots \cdots \quad 4 \text{ 年度} \\
 \text{実質公債費比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 (\%) \\
 (\text{R5 単年度}) &= \frac{(55,521,300 + 149,387,266) - (4,977,830 + 109,882,931)}{737,591,268 - 109,882,931} \times 100 (\%) \\
 &= 14.34548 (\%) \quad (\text{小数点第6位を四捨五入}) \cdots \cdots \quad 5 \text{ 年度} \\
 \text{実質公債費比率} &= \frac{(A+B) - (C+D)}{E - D} \times 100 (\%) \\
 (\text{R6 単年度}) &= \frac{(55,467,591 + 147,510,987) - (4,273,752 + 105,641,012)}{749,388,142 - 105,641,012} \times 100 (\%) \\
 &= 14.45658 (\%) \quad (\text{小数点第6位を四捨五入}) \cdots \cdots \quad 6 \text{ 年度}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{実質公債費比率} &= \frac{4 \text{ 年度} + 5 \text{ 年度} + 6 \text{ 年度}}{3} (\%) \\
 (\text{R4} \sim \text{R6 平均}) &= \frac{14.22980 + 14.34548 + 14.45658}{3} (\%) \\
 &= \mathbf{14.3 (\%)} \quad (\text{小数点第2位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

(参考)

令和5年度実質公債比率 13.6 (%)

4 将来負担比率

(1) 比率の概要

ア 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債総額から、充当可能な基金等を控除した額を標準財政規模で除することによって算定される。

イ 一般会計等の借入金及び将来支払うこととなる負担等の現時点での残高を表す指標であり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを見ることができる。

(2) 算定方法

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債残高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100(%)$$

* 将来負担額 : ①から⑧までの合計額

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額

* 充当可能基金額 : ①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

(3) 算定要素

◇ 将来負担額 : A

(単位 : 千円)

内 訳	令和6年度	令和5年度	比較増減
① 一般会計等の前年度末における地方債現在高	3,477,326,532	3,507,011,409	△29,684,877
② 債務負担行為に基づく支出予定額	8,841,977	12,950,374	△4,108,397
③ 公営企業債等繰入見込額	20,885,255	21,325,354	△440,099
④ 組合等負担等見込額	0	0	0
⑤ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	213,040,836	213,637,437	△596,601

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
⑥ 設立法人の負債額等一般会計等負担見込額	1, 184, 982	911, 809	273, 173
道路公社の負債	0	0	0
土地開発公社の負債	0	0	0
第三セクター等に係る損失補償債務等のうち、一般会計等の負担見込額（静岡県信用保証協会）	1, 184, 982	911, 809	273, 173
⑦ 連結実質赤字額	0	0	0
⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等負担見込額	0	0	0
将来負担額計	3, 721, 279, 582	3, 755, 836, 383	△34, 556, 801

◇ 充当可能財源等 : B

(単位 : 千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
充当可能基金	820, 985, 072	813, 791, 833	7, 193, 239
充当可能特定財源見込額	45, 033, 255	43, 606, 519	1, 426, 736
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	1, 347, 641, 427	1, 420, 378, 166	△72, 736, 739
計	2, 213, 659, 754	2, 277, 776, 518	△64, 116, 764

◇ 標準財政規模 : C

(単位 : 千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
標準財政規模の額	749, 388, 142	737, 591, 268	11, 796, 874

◇ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 : D

(単位 : 千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	105, 641, 012	109, 882, 931	△ 4, 241, 919

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{A - B}{C - D} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{3, 721, 279, 582 - 2, 213, 659, 754}{749, 388, 142 - 105, 641, 012} \times 100 (\%) \\
 &= \frac{1, 507, 619, 828}{643, 747, 130} \times 100 (\%) \\
 &= \mathbf{234.1\%} \quad (\text{小数点第2位以下切り捨て})
 \end{aligned}$$

(参考) 令和 5 年度将来負担比率 235.4 (%)

なお、主な項目の内訳は、以下のとおりである。

A：将来負担額の内訳

(1) 一般会計等の前年度末における地方債現在高

(単位：千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
ア 一般会計	3,437,652,607	3,469,392,619	△31,740,012
イ 県営住宅事業特別会計	28,699,487	27,386,906	1,312,581
ウ 母子父子寡婦福祉資金特別会計	2,952,042	3,050,042	△98,000
エ 中小企業高度化資金貸付事業等特別会計	8,022,396	7,181,842	840,554
合 計	3,477,326,532	3,507,011,409	△29,684,877

(2) 債務負担行為に基づく支出予定額の内訳

(単位：千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
ア 西遠地区新構想高等学校 P F I 事業契約	0	355,341	△ 355,341
イ 総合科学技術高等学校 P F I 事業契約	618,537	824,577	△ 206,040
ウ 森地区新構想高等学校 P F I 事業契約	765,815	918,849	△ 153,034
エ 中部運転免許センターPFI事業契約	596,568	739,220	△ 142,652
オ 国直轄等農業用水事業費負担金（豊川用水二期事業）	46,811	39,009	7,802
カ 国直轄等農業用水事業費負担金（国営かんがい排水事業大井川用水（二期）地区）	3,461,792	3,173,309	288,483
キ 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業等用地譲受契約（令和3年度分）	0	68,330	△ 68,330
ク 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業等用地譲受契約（令和4年度分）	315,884	338,539	△ 22,655
ケ 静岡県土地開発公社事業資金による河川事業等国庫補助事業等用地譲受契約（令和5年度分）	905,070	3,367,200	△ 2,462,130
コ 静岡県土地開発公社事業資金による道路事業県単独事業用地譲受契約	62,600	45,600	17,000
サ 静岡県土地開発公社事業資金による街路事業国庫補助事業用地譲受契約	2,068,900	3,080,400	△ 1,011,500
合 計	8,841,977	12,950,374	△ 4,108,397

(3) 公営企業債等繰入見込額の内訳

(単位：千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
ア 静岡県工業用水道事業会計	0	0	0
イ 静岡県水道事業会計	0	0	0
ウ 静岡県地域振興整備事業会計	3,291,218	2,173,847	1,117,371
エ 静岡県立静岡がんセンター事業会計	13,336,761	14,911,453	△ 1,574,692
オ 静岡県流域下水道事業会計	3,281,362	3,330,427	△ 49,065
カ 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	975,914	909,627	66,287
合 計	20,885,255	21,325,354	△ 440,099

(4) 設立法人の負債額等一般会計等負担見込額

(単位：千円)

内 訳	令和 6 年度	令和 5 年度	比較増減
ア 静岡県信用保証協会	1,184,982	911,809	273,173
合 計	1,184,982	911,809	273,173

令和 6 年度 資金不足比率

審 査 意 見 書

I 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度資金不足比率審査の対象は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項に規定する次に掲げる公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類である。

- (1) 静岡県工業用水道事業会計
- (2) 静岡県水道事業会計
- (3) 静岡県地域振興整備事業会計
- (4) 静岡県立静岡がんセンター事業会計
- (5) 静岡県流域下水道事業会計
- (6) 静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

2 審査の期間

令和7年8月18日から令和7年8月28日まで

3 審査の方針

令和6年度資金不足比率の審査は、経営健全化を図るべき基準未満かどうかについて、次の点に重点をおき、算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等を行うとともに、静岡県歳入歳出決算審査及び静岡県公営企業決算審査の結果も考慮し実施した。

- (1) 資金不足比率の算出過程に誤りはないか
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率算出の計算に用いられているか
- (3) 資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- (4) 資金不足比率の算定過程における評価・判断は妥当か

II 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の公営企業会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

令和6年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足額はなく、資金不足比率は算定されない。

		公営企業会計名	令和6年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	経営健全化 基 準
法適用企業	宅地造成事業以外	静岡県工業用水道事業会計	—	—	20%
		静岡県水道事業会計	—	—	
		静岡県立静岡がんセンター事業会計	—	—	
		静岡県流域下水道事業会計	—	—	
	宅地造成	静岡県地域振興整備事業会計	—	—	
法非適用企業	宅地造成	静岡県清水港等港湾整備事業特別会計	—	—	

* 法適用企業とは、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部又は一部を適用する企業をいう。

* 法非適用企業とは、地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する政令で定める公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。

2 審査の意見

令和6年度は、いずれの公営企業会計においても資金不足は生じていない。引き続き、健全な公営企業の経営に努められたい。

III 資金不足比率の状況

1 比率の概要

ア 公営企業会計ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを指標化し、公営企業経営の深刻度を示す比率である。

イ 資金不足額が生じない場合の比率は算定されない。（「-」と表示される。）

2 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100 \text{ (%)}$$

* 資金の不足額

法適用企業 = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 = [歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度へ繰り越すべき財源)] - 解消可能資金不足額

① 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に、構造的に資金の不足が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

② 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

* 事業の規模

法適用企業 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

① 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。

② 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

3 算定要素

(1) 法適用企業（宅地造成事業以外）

ア 静岡県工業用水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剩余額) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
6	772,056	0	5,343,268	0	△ 4,571,212	4,292,582
5	766,478	0	5,287,726	0	△ 4,521,248	4,296,582
増減	5,578	0	55,542	0	△ 49,964	△ 4,000

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

（比率は「-」で表示される。）

イ 静岡県水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剩余额) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
6	918,456	0	6,910,950	0	△ 5,992,494	5,936,983
5	1,004,928	0	6,974,230	0	△ 5,969,302	5,940,856
増減	△ 86,472	0	△ 63,280	0	△ 23,192	△ 3,873

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「-」で表示される。)

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剩余额) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
6	4,631,569	0	10,168,535	0	△ 5,536,966	34,882,089
5	6,134,209	0	13,187,809	0	△ 7,053,600	34,563,138
増減	△ 1,502,640	0	△ 3,019,274	0	1,516,634	318,951

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「-」で表示される。)

エ 静岡県流域下水道事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (3)	解消可能 資金不足額 (4)	資金不足額 (△剩余额) (1)+(2)-(3)-(4)	事業の規模
6	621,753	0	2,572,792	0	△ 1,951,039	2,626,762
5	1,024,695	0	2,560,399	0	△ 1,535,704	2,679,908
増減	△ 402,942	0	12,393	0	△ 415,335	△ 53,146

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「-」で表示される。)

(2) 法適用企業（宅地造成事業）

静岡県地域振興整備事業会計

(単位：千円)

年度	流動負債 (土地前受 金を控除) (1)	算入 地方債 (2)	流動資産 (土地評価差 額を控除) (3)	地方債 残高 (4)	長期 借入金 (5)	解消可能 資金不足額 (6)	資金不足額 (△剩余额) (1)+(2)-(3)+ (4)+(5)-(6)	事業の規模
6	138,722	0	10,840,115	0	0	0	△ 10,701,393	13,007,273
5	135,476	0	9,670,507	0	0	0	△ 9,535,031	10,756,628
増減	3,246	0	1,169,608	0	0	0	△ 1,166,362	2,250,645

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。
(比率は「-」で表示される。)

(3) 法非適用企業（宅地造成事業）

静岡県清水港等港湾整備事業特別会計

(単位：千円)

年度	歳出額 (1)	算入 地方債 (2)	歳入額 (翌年度に繰り越すべき 財源を控除) (3)	土地 収入 見込額 (3)'	地方債 残 高 (4)	解消 可能 資金不足額 (5)	資金不足額 (△剩余額) (1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5)	事業の規模
6	9,087,884	147,000	9,183,970	590,438	1,518,000	0	0	3,606,478
5	5,772,565	153,000	5,912,938	590,438	1,490,000	0	0	3,539,950
増減	3,315,319	△6,000	3,271,032	0	28,000	0	0	66,528

* $(1)+(2)-((3)+(3)') \leq 0$ の場合において

$(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5) > 0$ となるときは、 $(1)+(2)-((3)+(3)')+(4)-(5)=0$ とする

※ 資金不足額が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(比率は「-」で表示される。)

(参考資料)

I 健全化判断比率等前年度比較

1 健全化判断比率

区分	令和6年度 健全化判断比率	令和5年度 健全化判断比率	5年度 比率 全国 順位	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
①実質赤字比率	(△0.68%)	(△0.99%)	—	3.75%	5%
②連結実質赤字比率	(△5.79%)	(△6.07%)	—	8.75%	15%
③実質公債費比率	14.3%	13.6%	40	25%	35%
④将来負担比率	234.1%	235.4%	41	400%	

* ①実質赤字比率、②連結実質赤字比率は算定されないが、計算結果を（ ）書で表示した。

2 資金不足比率

公営企業会計名	令和6年度 資金不足比率	令和5年度 資金不足比率	経営健全化 基 準
静岡県工業用水道事業会計	(△106.4%)	(△105.2%)	20%
静岡県水道事業会計	(△100.9%)	(△100.4%)	
静岡県立静岡がんセンター 事業会計	(△15.8%)	(△20.4%)	
静岡県流域下水道事業会計	(△74.2%)	(△57.3%)	
静岡県地域振興整備事業会計	(△82.2%)	(△88.6%)	
静岡県清水港等港湾整備事 業特別会計	(0%)	(0%)	

* 資金不足比率は算定されないが、計算結果を（ ）書で表示した。

* 小数点第2位以下切り捨て